

事 務 連 絡  
令和2年6月29日

(一社) 日本補償コンサルタント協会  
東 北 支 部 長 殿

東北地区用地対策連絡会  
事 務 局 長  
(公印省略)

収用等に伴い配偶者居住権に関する補償金等を取得した場合の租税特別措置法上の  
特例について (参考送付)

標記について、中央用地対策連絡協議会事務局から別添のとおり送付があったので、  
参考送付します。

(お問い合わせ先)

東北地区用地対策連絡会事務局  
国土交通省 東北地方整備局 用地部 用地企画課 調整係  
住所: 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟  
担当: 小林  
電話: 022-225-2171 (代表) (内線4776)  
FAX: 022-213-7472  
E-mail: thr-82youtairen@mlit.go.jp

事 務 連 絡  
令和2年6月17日

各地区用地対策連絡（協議）会 事務局各位

中央用地対策連絡協議会事務局  
〔国土交通省土地・建設産業局〕  
〔総務課公共用地室用地調整官〕

収用等に伴い配偶者居住権に関する補償金等を取得した場合の租税特別措置法上の特例について

標記について、国土交通省土地・建設産業局総務課長から各地方整備局用地部長、北海道開発局開発監理部長及び沖縄総合事務局開発建設部長あて発出されたので、参考に送付します。

各地方整備局用地部長 殿  
北海道開発局開発監理部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省

土地・建設産業局 総務課長

( 公 印 省 略 )

収用等に伴い配偶者居住権に関する補償金等を取得した場合の  
租税特別措置法上の特例について (通知)

令和2年度税制改正において、収用等に伴い配偶者居住権又は当該配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利（以下「敷地利用権」という。）（以下これらを「配偶者居住権等」という。）が消滅（価値の減少を含む。）をした場合に配偶者居住権を有する者が取得する補償金は、譲渡所得として課税され、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」等の適用対象とすることが規定されたところである。

適用可能な特例は下記のとおりであるので、関係各職員に周知するよう取り図られたい。  
なお、本通知の内容については、国税庁とも協議済みであるので、念のため申し添える。

## 記

### 1. 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（租税特別措置法第33条）

#### ① 適用可能な代替資産取得のケース

主に以下の場合において、配偶者居住権を有する者が配偶者居住権等の消滅（価値の減少を含む。）に関する補償金をもって代替資産を取得するときは、当該課税の特例の適用が可能である。

イ 収用等した資産が配偶者居住権の目的となっている建物の場合において、当該配偶者居住権等が消滅したとき

（租税特別措置法第33条第1項第5号、第33条第3項第4号）

ロ 収用等した資産が土地等の場合において、その土地の上にある配偶者居住権の目的となっている建物が取り壊し又は除去しなければならなくなったことに伴い、当該配偶者居住権等が消滅したとき

（租税特別措置法第33条第3項第2号）

ハ 収用等した資産が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等の場合において、敷地利用権の価値が減少したとき

(租税特別措置法第33条第3項第4号)

② 適用可能な代替資産(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第22条第4項)

イ 配偶者居住権の代替資産については、当該配偶者居住権を有していた者の居住の用に供する建物又は当該建物の賃借権

ロ 敷地利用権の代替資産については、当該配偶者居住権を有していた者の居住の用に供する建物の敷地の用に供される土地等

※ 租税特別措置法施行令第22条第5項の規定については、対象外であるので留意すること。

2. 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(租税特別措置法第33条の2)

上記1. ①の場合において、配偶者居住権を有する者が配偶者居住権等に代わるべき資産として上記1. ②の代替資産を取得するときは、当該課税の特例の適用が可能である。

3. 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(租税特別措置法第33条の4)

上記1. ①の場合において、配偶者居住権を有する者が配偶者居住権等の消滅(価値の減少を含む。)に関する補償金を取得したときは、上記1. の特例との選択により、当該課税の特例の適用が可能である。



◇地方交付税法等の一部を改正する法律(法律第六号)(総務省)

一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係

1 地方交付税の総額の特別(地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条及び第九条関係)

令和二年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六條第二項の額に、令和二年度における法定加算額一、六八七億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金の活用等による加算額三、五〇〇億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額五、〇〇〇億円、同特別会計借入金利子支払額七七一億円、平成二〇年度分、平成二一年度分及び平成二八年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額のうち令和二年度分の地方交付税の総額から減額することとしている額二、三五四億八、四四〇万円を控除した額とすることとした。

2 基準財政需要額の算定方法の改正(地方交付税法第一二条、第一三条、附則第五条の四、附則第六条及び別表関係)

(一) 地域社会の維持・再生に必要となる取組に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として「地域社会再生事業費」を設けることとした。

(二) 幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止の充実、障害者の自立支援の充実、介護保険料の低所得者軽減強化、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策等の充実に要する経費の財源を措置することとした。

(三) 高等教育の無償化、特別支援教育の充実に要する経費の財源を措置することとした。

(四) 森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を充実することとした。

(五) 会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費の財源を措置することとした。

(六) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

(七) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとした。

3 基準財政収入額の算定方法の特例(地方交付税法附則第七条の四関係)

令和二年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を加算する特例を設けることとした。

4 特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例(地方交付税法附則第九条の二関係)

令和二年度において、特定被災地方公共団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に關し、必要な特例措置を設けることとした。

5 震災復興特別交付税に関する特例(地方交付税法附則第四条及び第一一條、第一五條関係)

(一) 震災復興特別交付税に充てるため、令和二年度分の地方交付税の総額に三、四二二億四、九〇一、〇〇〇円を加算することとした。

(二) その他震災復興特別交付税に関する所要の特例を設けることとした。

二 地方財政法の一部改正関係

1 公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を五年間延長することとした。(第三二条の二関係)

2 令和二年度から令和四年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとした。(第三三条の五の二関係)

3 令和二年度から令和六年度までの間に限り、地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができることとした。(第三三条の五の一関係)

三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正関係

交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置に關する規定を設けることとした。(第七條の二関係)

四 この法律は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(法律第七号)(内閣府本府)

1 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年延長し、令和七年三月三十一日までとすることとした。(附則第一條第二項関係)

2 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇所得税法等の一部を改正する法律(法律第八号)(財務省)

一 所得税法の一部改正

1 未婚のひとり親に對する税制上の措置として、次の措置を講ずることとした。(所得税法第二條、第八一條、第一八七條、第一九〇條、第一九四條、第一九五條、第二〇三條の三、第二〇三條の六及び別表第二、別表第四関係)

(一) 居住者がひとり親(現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で一定のもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。以下同じ。)である場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額等から三五万円を控除する。

(2) 合計所得金額が五〇〇万円以下であること。

(3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として一定のものがいないこと。

(四) 右記(一)のひとり親控除は、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できる。

2 寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、改正前の寡婦(寡夫)控除をひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組することとした。(所得税法第二條及び第八〇條関係)

(一) 扶養親族を有する寡婦についても、右記一(2)の要件を追加する。

(二) 日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用について、次の措置を講ずることとした。(所得税法第二條、第一二〇條、第一九四條、第一九五條及び第二〇三條の六関係)

(一) 扶養控除の対象となる親族から、年齢三〇歳以上七〇歳未満の非居住者であつて次に掲げる者のいづれにも該当しないものを除外する。

(1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

(2) 障害者

(3) その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を三八万円以上受けている者

(四) 確定申告において、年齢三〇歳以上七〇歳未満の非居住者である親族(障害者である親族を除く。)に係る扶養控除の適用を受けようとする居住者は、右記(1)に掲げる者に該当する旨を証する書類又は右記(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類を確定申告書に添付等しなければならぬ。

(五) 給与等及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算において、年齢三〇歳以上七〇歳未満の非居住者である親族が右記(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除に相当する控除の適用を受ける居住者は、その非居住者である親族が右記(1)に掲げる者に該当する旨を証する書類等を提出等しなければならぬこととするほか、給与所得者の扶養控除等申告書等の記載事項について所要の整備を行う。

(六) 給与等の年末調整において、年齢三〇歳以上七〇歳未満の非居住者である親族が右記(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除に相当する控除の適用を受けようとする居住者は、その非居住者である親族が右記(1)に掲げる者に該当することを明らかにする書類を提出等しなければならぬ。

(七) 給与等の年末調整において、年齢三〇歳以上七〇歳未満の非居住者である親族が右記(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除に相当する控除の適用を受けようとする居住者は、その非居住者である親族が右記(1)に掲げる者に該当することを明らかにする書類を提出等しなければならぬ。

(八) 給与等の年末調整において、年齢三〇歳以上七〇歳未満の非居住者である親族が右記(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除に相当する控除の適用を受けようとする居住者は、その非居住者である親族が右記(1)に掲げる者に該当することを明らかにする書類を提出等しなければならぬ。

(九) 給与等の年末調整において、年齢三〇歳以上七〇歳未満の非居住者である親族が右記(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除に相当する控除の適用を受けようとする居住者は、その非居住者である親族が右記(1)に掲げる者に該当することを明らかにする書類を提出等しなければならぬ。

4 貸倒引当金制度について、貸倒引当金の対象となる金銭債権から債券に表示されるべき権利を除外することとした。(所得税法第五二条関係)

5 配偶者居住権及び配偶者居住権の目的となつて居る建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利(以下これを「配偶者居住権等」という。)について、次の措置を講ずることとした。(所得税法第六〇条関係)

(一) 相続等により取得した配偶者居住権の目的となつて居る建物又は配偶者居住権の目的となつて居る建物の敷地の用に供される土地等(以下「居住建物等」という。)を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上控除する居住建物等の取得費は、その建物の配偶者居住権が設定されていないとしたならば居住建物等を譲渡した時においてその取得費の額として計算される金額から、居住建物等を譲渡した時において配偶者居住権等が消滅したとすれば左記(二)により配偶者居住権等の取得費とされる金額を控除する。

(二) 配偶者居住権等が消滅した場合における譲渡所得の金額の計算については、配偶者居住権等を取得した時において、その時に居住建物等を譲渡したとすれば居住建物等の取得費の額として計算される金額のうちその時における配偶者居住権等の価額に相当する金額に対応する部分の金額として一定の計算をした金額により配偶者居住権等を取付したものとし、当該金額から配偶者居住権の存続する期間を基礎として一定の計算をした金額を控除した金額をもって配偶者居住権等の取得費とする。

6 雑所得を生ずべき業務を行う一定の居住者のその年分のその業務に係る雑所得の金額(山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。)の計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額は、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができることとした。(所得税法第六七条関係)

7 確定申告書の添付書類について、次の措置を講ずることとした。(所得税法第一二〇条関係)

(一) 医療費控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類について、改正前の医療保険者等の医療費の額を通知する一定の書類の添付に代えて、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会の医療費の額を通知する一定の書類の添付ができる。

(二) その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分のその業務に係る収入金額が一、〇〇〇万円を超えるものが確定申告書を提出する場合には、一定の方法により、その雑所得に係るその年の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該確定申告書に添付しなければならない。

8 源泉徴収(青色申告書を提出した個人のもの)業所得等を生ずべき業務に係る支払に係るもの及び青色申告書を提出した法人の支払に係るものを除く)における推計課税について、次の措置を講ずることとした。(所得税法第二二一条関係)

(一) 税務署長は、源泉徴収義務者が給与等の支払に係る所得税を納付しなかつた場合には、その給与等の支払に関する規程並びにその給与等の支払を受けた者の労働に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度により、その給与等の支払の日を推定し、又はその給与等の支払を受けた者こととの給与等の支払金額を推計して、源泉徴収義務者からその給与等に係る所得税を徴収することができる。

(二) 税務署長は、右記(一)によりその給与等の支払の日を推定し、又はその給与等の支払を受けた者こととの給与等の支払金額を推計することが困難である場合には、その支払の日をその給与等の計算期間に属する各月の末日とし、又はその支払の日におけるその給与等の支払を受けた者こととの給与等の支払金額を、その計算期間における源泉徴収義務者の給与等の支払金額の総額を給与等の支払を受けた者の人数で除し、これをその計算期間の月数で除して計算した金額として、源泉徴収義務者からその給与等に係る所得税を徴収することができる。

(三) 税務署長は、右記(二)の場合において、源泉徴収義務者の収入若しくは支出の状況、生産量、販売量若しくは取扱量その他事業の規模又は財産若しくは債務の増減の状況により、給与等の支払金額の総額又は給与等の支払を受けた者の人数を推計し、源泉徴収義務者からその給与等に係る所得税を徴収することができる。

(四) 給与等のほか、退職手当等及び報酬等並びに給与等、退職手当等又は報酬等に相当する国内源泉所得についても同様の措置を講ずる。

9 その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者等でその年の前々年分のその業務に係る収入金額が三〇〇万円を超えるものは、一定の方法により、その業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を記載した書類として一定の書類を保存しなければならないこととした。(所得税法第二三二条関係)

二 所得税法の一部改正  
源泉徴収における推計課税について、連結納税制度の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。(所得税法第二二一条関係)

三 法人税法の一部改正  
1 連結納税制度を見直し、通算制度として次の(一)から(三)までの措置を講ずるとともに、通算制度への移行にあわせて(三)の見直しを行うこととした。

(一) 損益通算及び欠損金の通算  
連結納税義務者に関する規定並びに連結所得の金額及び連結法人税額の計算に関する規定を削除するとともに、次の措置を講ずる。(旧法人税法第一編第二章の二及び第二編第一章の二関係)

イ 通算法人の所得事業年度終了の日に  
おいて通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において通算前欠損金額が生ずる場合には、その通算法人のその所得事業年度の通算対象欠損金額は、その所得事業年度において損金の額に算入し、通算法人の欠損事業年度終了の日において

通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において通算前所得金額が生ずる場合には、その通算法人のその欠損事業年度の通算対象所得金額は、その欠損事業年度において益金の額に算入する。

ロ 通算法人の通算前所得金額又は通算前欠損金額が期限内申告書に添付された書類に通算前所得金額又は通算前欠損金額として記載された金額と異なる場合には、その記載された通算前所得金額又は通算前欠損金額を右記イの通算前所得金額又は通算前欠損金額とみなして右記イの計算をする。

(2) 欠損金の通算(法人税法第六四条の七関係)  
イ 通算法人の欠損金の繰越控除の適用を受ける事業年度開始の日前一年以内を開始した事業年度において生じた欠損金額はその通算法人の特定欠損金額と各通算法人の欠損金額のうち特定欠損金額以外の金額(以下「非特定欠損金額」という。)の合計額を各通算法人の特定欠損金の繰越控除後の損金算入限度額の比で配分した金額との合計額とし、繰越控除はそれぞれ次に掲げる金額を限度とする。

(イ) 各通算法人の損金算入限度額の合計額を各通算法人の特定欠損金額のうち欠損金の繰越控除前の所得の金額に達するまでの金額の比で配分した金額  
(ロ) 各通算法人の特定欠損金の繰越控除後の損金算入限度額の合計額を各通算法人の特定欠損金額のうち欠損金額の比で配分した金額

ウ 各通算法人の特定欠損金の繰越控除後の損金算入限度額の合計額を各通算法人の特定欠損金額のうち欠損金額の比で配分した金額  
エ 他の通算法人の当該事業年度の損金算入限度額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に添付された書類に当該事業年度の損金算入限度額又は過年度の欠損金額として記載された金額と異なる場合には、その記載された金額を当該事業年度の損金算入限度額又は過年度の欠損金額とみなす。

オ 通算法人の通算前所得金額又は通算前欠損金額が期限内申告書に添付された書類に通算前所得金額又は通算前欠損金額として記載された金額と異なる場合には、その記載された通算前所得金額又は通算前欠損金額を右記イの通算前所得金額又は通算前欠損金額とみなして右記イの計算をする。

月前の日以後にされた場合を除くものと  
し、その情報提供要請をした旨の納税者  
への通知が情報提供要請をした日から三  
月以内にされた場合に限る。において、  
その課税標準等又は税額等に関し、租  
税条約等の相手国等から提供があつた情報  
に照らし非違があると認められること。  
右記(一)に併せて、国外取引等の課税に係  
る更正決定等により納付すべき国税の消滅  
時効について所要の整備を行う。

一四 連結納税制度の見直しに伴い、実質課税額  
等の第二次納税義務について、所要の措置を  
講ずることとした。(国税徴収法第三六条関  
係)

2 不動産の公売について、次の措置を講ずる  
こととした。  
(一) 公売財産(不動産に限る。以下「公売不  
動産」という。)の入札等をしようとする者  
は、税務署長に対し、次のいずれにも該当  
しない旨を陳述しなければ、入札等をする  
ことができないこととする。(国税徴収法第  
九九条の二関係)

(1) 公売不動産の入札等をしようとする者  
が暴力団員又は暴力団員でなくなった日  
から五年を経過しない者(以下「暴力団  
員等」という。)であること。  
(2) 自己の計算においてその公売不動産の  
入札等をさせようとする者が暴力団員等  
であること。

(二) 税務署長は、公売不動産の最高価申込者  
等又は自己の計算において最高価申込者等  
に公売不動産の入札等をさせようとする者  
が暴力団員等にかつて、必要な調査をその  
税務署の所在地を管轄する都道府  
県警察に嘱託しなければならないこととす  
る。(国税徴収法第一〇六条の二関係)

(三) 税務署長は、公売不動産の最高価申込者  
等又は自己の計算において最高価申込者等  
に公売不動産の入札等をさせようとする者  
が暴力団員等にかつて、認められる場合には、これら  
の最高価申込者等を最高価申込者等とする  
決定を取り消すことができるものとする。  
(国税徴収法第一〇八条関係)

一五 租税特別措置法の一部改正

1 個人所得課税  
(一) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配  
当所得及び譲渡所得等の非課税措置につい  
て、次の措置を講ずることとした。(租税特  
別措置法第九條の八、第三七條の一四及び  
附則第六八條関係)

(1) 非課税累積投資契約に係る非課税措置  
の勘定設定期間を令和二四年一月三十一  
日まで五年延長する。  
(2) 特定非課税累積投資契約に係る非課税  
措置を次のように創設し、改正前の非課  
税累積投資契約に係る非課税措置と選択  
して適用できることとする。  
イ 金融商品取引業者等の営業所に非課  
税口座を開設している居住者等が、当  
該非課税口座に特定累積投資勘定を設  
けた日から同日の属する年の一月一日  
以後五年を経過する日までの間に支払  
を受けるべき当該特定累積投資勘定に  
係る公社債投資信託以外の証券投資信  
託(その受益権が金融商品取引所に上  
場等がされているもの又はその設定に  
係る受益権の募集が一定の公募により  
行われたものに限る。以下「公募等株  
式投資信託」という。)の配当等(当該  
金融商品取引業者等がその配当等の支  
払の取扱者であるものに限る。)につい  
ては、所得税を課さない。

ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課  
税口座を開設している居住者等が、当  
該非課税口座に特定累積投資勘定を設  
けた日から同日の属する年の一月一日

(四) 不動産を換価に付するときは、右記(二)の  
調査に通常要する日数を勘案した日(改正  
前公売期日等から起算して七日を経過した  
日)において最高価申込者に対して売却決  
定を行うこととする。(国税徴収法第一一三  
条関係)

以後五年を経過する日までの間に当該  
特定累積投資勘定に係る公募等株式投  
資信託の受益権の特定非課税累積投資  
契約に基づく譲渡等をした場合には、  
その譲渡等による譲渡所得等につい  
ては、所得税を課さない。また、当該公  
募等株式投資信託の受益権の譲渡等に  
よる損失金額は、所得税に関する法令  
の規定の適用上、ないものとみなす。

ハ 金融商品取引業者等の営業所に非課  
税口座を開設している居住者等が、当  
該非課税口座に特定非課税管理勘定を  
設けた日から同日の属する年の一月一  
日以後五年を経過する日までの間に支  
払を受けるべき当該特定非課税管理勘  
定に係る上場株式等の配当等(当該金  
融商品取引業者等がその配当等の支払  
の取扱者であるものに限る。)につい  
ては、所得税を課さない。

ニ 金融商品取引業者等の営業所に非課  
税口座を開設している居住者等が、当  
該非課税口座に特定非課税管理勘定を  
設けた日から同日の属する年の一月一  
日以後五年を経過する日までの間に当  
該特定非課税管理勘定に係る上場株式  
等の特定非課税累積投資契約に基づく  
譲渡等をした場合には、その譲渡等に  
よる譲渡所得等については、所得税を  
課さない。また、当該上場株式等の譲  
渡等による損失金額は、所得税に関す  
る法令の規定の適用上、ないものとみ  
なす。

ホ 特定非課税累積投資契約とは、右記  
イからニまでの非課税の適用を受ける  
ために居住者等が金融商品取引業者等  
と締結した累積投資契約(当該居住者  
等が、一定額の公募等株式投資信託の  
受益権につき、定期的に継続して、当  
該金融商品取引業者等に買付けの委託  
等をする)を約する契約で、あらか  
じめその買付けの委託等をする受益権  
の銘柄が定められているものをいう。  
により取得した公募等株式投資信託の  
受益権の振替口座簿への記載等に係る

契約で、その契約書において、次に掲  
げる事項が定められているものをい  
う。  
(一) 上場株式等の振替口座簿への記載  
等は、特定累積投資勘定又は特定非  
課税管理勘定において行うこと。  
(二) 当該特定累積投資勘定には、改正  
前の累積投資勘定に受け入れること  
ができる公募等株式投資信託の受益  
権であつて一定のもの(以下「特定  
累積投資上場株式等」という。)のう  
ち、次に掲げる特定累積投資上場株  
式等のみを受け入れること。  
① その居住者等の非課税口座に特  
定累積投資勘定が設けられた日か  
ら同日の属する年の一月三十一  
日までの間に受け入れた特定累積投  
資上場株式等で、当該期間内の取  
得対価の額の合計額が二〇万円  
(左記(二)に掲げる移管がされる  
上場株式等)の移管の時における  
価額(時価)が一〇二万円を超  
える場合には、その超える部分の  
金額を控除した金額)を超えない  
もの。  
② その他一定の特定累積投資上場  
株式等  
(三) 当該特定非課税管理勘定には、次  
に掲げる上場株式等のみを受け入れ  
ること。  
① その居住者等の非課税口座に特  
定非課税管理勘定が設けられた日  
から同日の属する年の一月三十一  
日までの間に受け入れた上場株式  
等(その年分の特定累積投資勘定  
に特定累積投資上場株式等を受け  
入れる時に取得をしたもの等を  
除く)で、当該期間内の取得対価  
の額の合計額が一〇二万円(左記  
②に掲げる移管がされる上場株式  
等がある場合には、その移管の時  
におけるその上場株式等の価額  
(時価)を控除した金額)を超え  
ないもの



② その居住者等の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定又はその者の未成年者口座の非課税管理勘定若しくは継続管理勘定から移管がされる上場株式等

③ その他一定の上場株式等

④ その他一定の事項

△ 特定累積投資勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる特定累積投資上場株式等の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

(イ) 当該特定累積投資勘定は、令和六年一月一日から令和一〇年一月一日までの期間内の各年(累積投資勘定が設けられる年を除く。左記(ロ)において「勘定設定期間内の各年」という。)においてのみ設けられること。

(ロ) 当該特定累積投資勘定は、非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合等を除き、その勘定設定期間内の各年の一月一日において設けられること。

ト 特定非課税管理勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる上場株式等の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるものをいう。

チ 特定累積投資勘定に受け入れた公募等株式投資信託の受益権については、当該勘定が設けられた日の属する年の一月一日以後五年を経過した日に、当該勘定が設けられている非課税口座に係る同日の属する年分の累積投資勘定にその公募等株式投資信託の受益権の取得対価の額により移管することができる。

リ 居住者等が令和五年二月三十一日において金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座に令和五年分の非課税管理勘定を設定している場合には、その居住者等(同日に非課税口座廃止届出書を提出した者等一定の者を除く。)は令和六年一月一日に当該金融商品取引業者等と特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、本措置を適用する。

(3) 金融商品取引業者等の営業所に新たに非課税口座を開設しようとする場合の手続について、非課税適用確認書の交付申請書の提出等の手続を廃止し、非課税口座開設届出書の提出の際に非課税適用確認書の添付を要しない簡易開設手続に一本化する。

(4) 金融商品取引業者等変更届出書及び非課税口座廃止届出書について、これらの書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとする。

(二) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。(租税特別措置法第九条の九及び第二十七条の一四の二関係)

(1) 令和六年一月一日以後に、未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等又は預貯金等をこれらの口座から払い出した場合には、当該払出しによる未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の譲渡があったものとして、本非課税措置を適用し、居住者等は、その払出し時の金額をもってその上場株式等と同一銘柄の株式等を取扱したものと同みなす。この場合において、当該未成年者口座の廃止までの間の当該未成年者口座内の上場株式等の譲渡等及びその間に支払うべき未成年者口座内の上場株式等の配当等については、源泉徴収を行わないこととする。

(2) 未成年者口座廃止届出書について、当該書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとする。

(三) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を三年延長することとした。(租税特別措置法第二五条、第六七条の三及び第六八条の一〇一関係)

四 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を三年延長することとした。(租税特別措置法第二八条の四関係)

(四) 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を二年延長することとした。(租税特別措置法第三〇条の二関係)

(六) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次に掲げる譲渡を適用対象から除外した上、その適用期限を三年延長することとした。(租税特別措置法第三一条の二関係)

(一) 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る一定の都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡

(2) 都市計画区域内において行われる一定の宅地の造成(都市計画法に規定する一定の開発許可又は土地区画整理法に規定する一定の認可を受けて行われるものであること等の要件を満たすものに限る。)を行う者に対する土地等の譲渡

(七) 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用対象に、配偶者居住権の目的となつて建物の敷地の用に供される土地等が取用等とされたことに伴い配偶者居住権及び配偶者居住権の目的となつて建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅等をし、一定の補償金等取得する場合を加えることとした。(租税特別措置法第三三条、第三三条の二及び第三三条の四関係)

(八) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用対象に、第一種市街地再開発事業等が施行された場合において、配偶者居住権の目的となつて建物の権利交換により施設建築物の一部等につ

(九) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利(以下「低未利用土地等」という。)で、その年一月一日において所有期間が五年を超えるものの譲渡(特別の関係がある者に對しては、その譲渡(特別の関係がある者に對しては)の対価(その譲渡とともにした当該低未利用土地の上にある資産の譲渡の対価を含む。)の額が五〇〇万円を超えるものを除く。)を令和二年七月一日から令和四年二月三十一日までの間にした場合(その譲渡の後に当該低未利用土地等の利用がされる場合に限る。)には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額が一〇〇万円(当該長期譲渡所得の金額が一〇〇万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)を控除することができることとした。(租税特別措置法第三五条の三関係)

ただし、本特例の適用を受けようとする低未利用土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡をその前年又は前々年中にした場合において、その者がその譲渡につき本特例の適用を受けているときは、当該低未利用土地等について本特例は適用しないこととした。

(五) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を二年延長することとした。(租税特別措置法第三六条の二及び第三六条の五関係)

(六) 特定口座源泉徴収届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書について、これらの書類を特定口座開設届出書と併せて提出する場合以外の場合においても、これらの書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとした。(租税特別措置法第三七条の一の四及び第三七条の一の六関係)

(七) 特定口座源泉徴収届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書について、これらの書類を特定口座開設届出書と併せて提出する場合以外の場合においても、これらの書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとした。(租税特別措置法第三七条の一の四及び第三七条の一の六関係)

(四) 納税義務の免除を受けないこととなった場合に、居住用賃貸建物について高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例の適用を受けるときは、その納税義務の免除を受けないこととなった日を居住用賃貸建物の仕入れ等の日として、居住用賃貸建物を課税貸賃用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整を行う。

(五) 右記(一)又は(二)により仕入税額控除制度を適用しないこととされた場合には、その適用しないこととされた部分については、み、居住用賃貸建物を課税貸賃用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整を行う。

5 法人の確定申告書の提出期限の特例の適用を受ける場合における中間申告書の提出期限及び書類等の保存期間等について所要の整備を行うこととした。(消費税法施行令第六三条の二関係)

二 消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成二七年政令第一四五号)の一部改正関係  
法人の確定申告書の提出期限の特例の適用を受ける登録国外事業者が保存すべき請求書等の写しの保存期間について所要の整備を行うこととした。(消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第六条関係)

三 消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成三〇年政令第一三五号)の一部改正関係  
適格請求書の交付義務が免除される卸売市場の範囲について、中央卸売市場又は地方卸売市場その他これらに準ずるものとして農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場(農林水産大臣の確認を受けたものに限る)とする事とした。(消費税法施行令等の一部を改正する政令第一条関係)

四 施行期日  
この政令は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇酒税法施行令の一部を改正する政令(政令第一一五号)(財務省)  
1 輸出するために清酒を製造しようとする場合における酒類の製造免許の申請書の記載事項を定めることとした。(第一二条関係)  
2 輸出するために清酒を製造しようとする場合における酒類の製造免許に係る最低製造数量基準の適用除外規定の適用について、当該適用除外規定の対象から一定の場合を除外することとした。(第一二条の四関係)

3 事業譲渡により酒類製造業等を承継する場合における酒類の製造免許等の承継の申告書の記載事項及び当該申告書に添付すべき書類を定めることとした。(第一八条関係)  
4 輸出免税の適用に当たって必要となる酒類の輸出に関する明細を明らかにする方法を定めることとした。(第三六条関係)  
5 この政令は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇たばこ税法施行令の一部を改正する政令(政令第一一六号)(財務省)  
1 輸出免税の適用に当たって必要となる製造たばこの輸出に関する明細を明らかにする方法を定めることとした。(第七九条関係)  
2 この政令は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇揮発油税法施行令の一部を改正する政令(政令第一一七号)(財務省)  
1 輸出免税の適用に当たって必要となる揮発油の輸出に関する明細を明らかにする方法を定めることとした。(第九九条関係)  
2 この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇石油ガス税法施行令の一部を改正する政令(政令第一一八号)(財務省)  
1 輸出免税の適用に当たって必要となる課税石油ガスの輸出に関する明細を明らかにする方法を定めることとした。(第五五条関係)  
2 この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇国税通則法施行令の一部を改正する政令(政令第一二〇号)(財務省)  
1 再調査の請求等に係る口頭意見陳述等について、映像等の送受信による通話の方法を定めることとした。(第三一条の三及び第三三条の三関係)  
2 この政令は、一部の規定を除き、令和三年一月一日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(政令第一二二号)(財務省)  
1 個人所得課税  
(一) 勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄非課税制度について、財産形成住宅(年金)貯蓄の利子等に対する適及課税等の対象とならない災害等の事由による払出しにつき、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。(第二二条の二五の二関係)  
(二) 肉用牛の売却による農業者所得の課税の特例について、適用対象となる売却の範囲に、地方卸売市場で食用肉の卸売取引のために定期に又は継続して開設されるものうち農林水産大臣の認定を受けた市場において行う肉用牛の売却を加えることとした。(第一七条、第三九条の二六及び第三九条の一三三関係)  
(三) 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。(第二二条関係)  
(1) 本特例の適用対象となる配偶者居住権及び配偶者居住権の目的となつて居る建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利(以下これを「配偶者居住権等」という。)の消滅等につき取得する補償金等をもつて取得をする代替資産の範囲の細目を定める。

(2) 第一種市街地再開発事業等の施行による施設建築物の一部等についての配偶者居住権の取得を希望しない旨の申出に基づき補償金を取得する場合において、本特例の適用対象となるやむを得ない事情によりその申出をしたと認められる場合を定める。  
(3) 本特例の適用対象となる配偶者居住権の目的となつて居る建物又はその敷地の用に供される土地等が取用等をされたことに伴

い取得する配偶者居住権等の対価又は配偶者居住権等の損失に対する補償金の細目を定める。  
(4) 本特例の適用対象から除かれる第一種市街地再開発事業等の施行者である再開発会社等の株主又は社員である者が一定の補償金を取得する場合に、配偶者居住権等を有する当該株主又は社員である者が当該配偶者居住権等の消滅につき一定の補償金を取得する場合を加える。

(四) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、都市再開発法の権利変換により取得した施設建築物の一部についての借家権を取得する権利等につき譲渡等があった場合において、旧資産のうち譲渡等があつたものとみなされる部分の計算方法を定めることとした。(第二二条の三関係)  
(五) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除について、適用対象から除かれる特別の関係がある者に対する低未利用土地等の譲渡の細目を定めることとした。(第二二条の三関係)  
(六) 次に掲げる書類について、これらの書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとした。(第一二五条の九の二、第二五五条の二〇の二、第二五五条の二〇の四、第二五五条の二〇の五、第二五五条の二〇の七、第二五五条の二〇の八、第二五五条の二〇の九、第二五五条の二〇の一〇、第二五五条の二〇の一三、第二五五条の二〇の一三の二、第二五五条の二〇の一三の五及び第二五五条の二〇の一三の八関係)

(1) 特定管理口座開設届出書  
(2) 特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書  
(3) 特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書  
(4) 相続上場株式等移管依頼書  
(5) 特定口座異動届出書(勘定の設定若しくは廃止又は営業所の移管に係るものに限る。)  
(6) 特定口座継続適用届出書  
(7) 特定口座廃止届出書  
(8) 特定口座開設者死亡届出書  
(9) 源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書

◇酒税法施行令の一部を改正する政令(政令第一一五号)(財務省)  
1 輸出するために清酒を製造しようとする場合における酒類の製造免許の申請書の記載事項を定めることとした。(第一二条関係)  
2 輸出するために清酒を製造しようとする場合における酒類の製造免許に係る最低製造数量基準の適用除外規定の適用について、当該適用除外規定の対象から一定の場合を除外することとした。(第一二条の四関係)



第十三条の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に並びに「並びに工場用の建物及びその附属設備で、障害者使用機械等」を「障害者使用機械等」に、「製作し、若しくは建設した」を「製作した」に、「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に、「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に、「百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）を「百分の十二」に改め、同項ただし書中「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第二項中「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に改め、第十三条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、第十三条の三を削る。

第十四条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。  
第十五条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。  
第十九条第一号中「第十条の五の五」を「第十条の五の四の二」に改める。

第二十條を削る。  
第二十条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「この項から」を削り、「通知する額」の下に「の百分の六十」を加え、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下この節において同じ。）が当該個人の同項の特定災害防止準備金に係る事業を承継した場合において、当該相続人が、その死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないときは、その死亡の日ににおける特定災害防止準備金の金額は、その被相続人（包括遺贈者を含む。）の当該年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。  
第二十條の二に次の二項を加える。

7 前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その死亡の日ににおける特定災害防止準備金の金額は、当該相続人に係る特定災害防止準備金の金額とみなす。

8 前項の規定の適用を受けた者が同項に規定する個人の死亡の日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、その却下の日における同項の特定災害防止準備金の金額は、その者の当該却下の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。  
第二章第二節第二款第二十條の二を第二十條とする。  
第二十一条を削る。

第二十條の三第七項中「第二十條第五項」を「前条第五項」に改め、同条第八項中「第二十條第六項」を「前条第六項」に改め、第二章第二節第二款同条を第二十一条とする。

第二十二條第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。  
第二十四條の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。  
第二十五条第一項中「平成三十七年」を「令和五年」に改める。

第二十六条の二第三項中「第六十七條」を「第六十七條第一項」に改める。  
第二十六条第二項第一号中「児童福祉法」の下に「昭和二十二年法律第六十四号」を加える。  
第二十八条第一項第三号中「第十二條」を「昭和四十八年法律第二十六号」第十二條に改める。

第二十八条の二第一項中「提出するもの」の下に「事務負担に配慮する必要があるもの」として政令で定めるものに限る。」を加え、「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第二十八條の四第四項中「規定する」を「定める」に改め、同条第六項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。  
第三十條の二第一項中「平成三十二年」を「令和四年」に改める。

第三十一條の二第一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に改め、同条第二項第八号を削り、同項第八号の二を同項第八号とし、同項第八号の三を同項第八号の二とし、同項第十二号を削り、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十二号を「第十二号」を「第十三号」に改め、同項第十一号を削り、同項第九号の二を同項第十号とし、同項第十三号中「開

発許可を受けて」を「都市計画法第二十九條第一項の許可（同法第四條第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。以下この号及び次号において「開発許可」という。）を受けて」に、「都市計画法」を「同法」に、「第八号の三」を「第八号の二」に改め、又は前号を削り、同項第十四号中「第八号の三」を「第八号の二」に改め、若しくは第十二号を削り、同項第十五号中「前二号」を「前二号」に改め、同項第十六号中「土地区画整理法」の下に「昭和二十九年法律第九十九号」を加え、「第十二号から前号まで」を「前二号」に改め、同条第三項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に、「前項第十二号」を「前項第十三号」に改め、同条第四項中「第三十五條の二」を「第三十五條の三」に改め、同条第五項中「第二項第十二号から第十四号まで」を「第二項第十三号若しくは第十四号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第七項中「第二項第十二号」を「第二項第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第八項中「第二項第十二号」を「第二項第十三号」に改める。

第三十一條の三第一項中「まで」の下に「第三十五條の三」を加える。  
第三十三條第一項中「及び第三十五條の二第一項」を「第三十五條の二第一項及び第三十五條の三第一項」に改め、同項第三号の二中「第七十九條第三項」の下に「の規定により施設建築物の一部等若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められたこと」を加え、「施設建築物の一部等又は建築施設の部分」を「建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権」に改め、「第七十一條第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項第三号の三中「防災施設建築物の一部等」及び「防災建築施設の部分」の下に「若しくは防災施設建築物の一部についての借家権」を「第二百三條第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第三項中「資産（これらの号）を「資産又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権、第四号の場合にあつては同項に規定する権利（第二号から第四号まで）」に「が当該」を「これらの」に、「には、当該」を「には、これらの」に、「若しくは第二号」を「第二号若しくは第四号」に改め、同項第二号中「前号」を「の規定、前号の規定若しくは」に改め、「これらの資産」の下に「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権（当該配偶者居住権の目的となつて居る建物の敷地の用に供される土地等）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を含む。以下この号及び次号並びに次条第一項第一号において同じ。」を、「又はこれらの資産」の下に「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権」を加え、同項第三号中「当該資産」の下に「又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権」を加え、同項次の一号を加える。

四 配偶者居住権の目的となつて居る建物の敷地の用に供される土地等が第一項第一号、第二号、第三号の二若しくは第三号の三の規定若しくは第一号の規定に該当することとなつたことに伴い当該土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価値が減少した場合又は配偶者居住権の目的となつて居る建物が同項第一号、第二号若しくは第五号の規定に該当することとなつたことに伴い当該建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅した場合において、これらの権利の対価又はこれらの権利の損失に対する補償金で政令で定めるものを取得するとき（第二号に掲げる場合又は政令で定める場合に該当する場合を除く。）

第三十三條第一項中「及び第三十五條の二第一項」を「第三十五條の二第一項及び第三十五條の三第一項」に改め、同項第三号の二中「第七十九條第三項」の下に「の規定により施設建築物の一部等若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められたこと」を加え、「施設建築物の一部等又は建築施設の部分」を「建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権」に改め、「第七十一條第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項第三号の三中「防災施設建築物の一部等」及び「防災建築施設の部分」の下に「若しくは防災施設建築物の一部についての借家権」を「第二百三條第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第三項中「資産（これらの号）を「資産又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権、第四号の場合にあつては同項に規定する権利（第二号から第四号まで）」に「が当該」を「これらの」に、「には、当該」を「には、これらの」に、「若しくは第二号」を「第二号若しくは第四号」に改め、同項第二号中「前号」を「の規定、前号の規定若しくは」に改め、「これらの資産」の下に「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権（当該配偶者居住権の目的となつて居る建物の敷地の用に供される土地等）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を含む。以下この号及び次号並びに次条第一項第一号において同じ。」を、「又はこれらの資産」の下に「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権」を加え、同項第三号中「当該資産」の下に「又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権」を加え、同項次の一号を加える。

第三十三條の二第一項第一号中「当該資産」の下に「又は当該資産に係る配偶者居住権」を、「の資産」の下に「その他のこれらに代わるべき資産」を加える。

第三十三條の三第二項中「権利及び」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改め、同条第三項中「権利」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」に改め、同条第四項中「権利及び」を「権利若しくは防火施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改め、同条第五項中「権利」を「権利又は防火施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」に改める。

第三十三條の四第一項中「土地等又は」を「土地等」に改め、「ある資産」の下に「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権又は同項第四号に規定する権利」を加える。

第三十三條の六第一項中「による施設建築物の一部」の下に「若しくは同条第五項の規定による施設建築物の一部についての借家権」を、「防火施設建築物の一部」の下に「若しくは同条第五項の規定による防火施設建築物の一部についての借家権」を加え、「の取得を」を「若しくは同条第三項の規定による施行再建マンションの部分についての借家権の取得を」に改める。

第三十四條の二第二項第三号中「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同項第二号第二中「第五條第三項第二号」を「平成七年法律第百二十三号」第五條第三項第二号に改める。

第三十五條第三項中「平成三十五年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改める。第三十五條の二に見出しとして「特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」を付する。

第二章第四節第六款の二に次の一条を加える。

第三十五條の三 個人が、都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域内にある土地基本法平成元年法律第八十四号、第十三條第四項に規定する低未利用土地（以下この項及び次項第二号において「低未利用土地」という。）又は当該低未利用土地の上に存する権利（以下第四項までにおいて「低未利用土地等」と総称する。）で、その年一月一日において第三十一條第二項に規定する所有期間が五年を超えるものの譲渡を令和二年七月一日から令和四年十二月三十一日までの間にした場合（当該譲渡の後に当該低未利用土地等の利用がされる場合に限る。）には、その者がその年中にその譲渡をした低未利用土地等の全部又は一部につき第三十三條から第三十三條の三までの適用を受ける場合を除き、これらの全部の低未利用土地等の譲渡に対する第三十一條の規定の適用については、同条第一項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から百万円（長期譲渡所得の金額のうち第三十五條の三第一項の規定に該当する同項に規定する低未利用土地等の譲渡に係る部分の金額が百万円に満たない場合には、当該低未利用土地等の譲渡に係る部分の金額）を控除した金額」とする。

2 前項の低未利用土地等の譲渡には、譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、次に掲げる譲渡を含まないものとする。  
一 当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してする譲渡  
二 その譲渡の対価（当該低未利用土地等の譲渡とともにした当該低未利用土地の上にある資産の譲渡の対価を含む。）の額が五百万円を超えるもの  
三 所得税法第五十八條の規定又は第三十三條の四若しくは第三十四條から前条までの規定の適用を受ける譲渡

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする低未利用土地等と一筆であつた土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）を当該前年又は前々年中にした場合において、その者が当該譲渡につき同項の規定の適用を受けるときは、適用しない。

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする低未利用土地等の譲渡の後利用に関する書類その他の財務省令で定める書類の添付が求められる場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第三十六條の見出しを削り、同条中「又は」を、「第三十五條の二第一項又は」に改める。第三十六條の二第一項及び第二項並びに第三十六條の五中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

第三十七條第一項中「平成三十二年十二月三十一日（次の表の第七号）を「令和五年十二月三十一日（次の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号）に、「同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」とし、「及び第七号）を「及び第六号）に、「第八号）を「第七号）に改め、収入金額の百分の八十」の下に「当該譲渡をした資産が同表の第二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。第三十七條の三第二項において同じ。）に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十以下この項において同じ。」を加え、同項の表の第一号の上欄中「第七号）を「第六号）に改め、同号の下欄中「この号から第四号まで」を「第三号まで」に改め、同表の第三号の下欄中「及び第五号）を削り、同表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号の上欄中「耐火建築物」を「耐火建築物等」に、「準耐火建築物」を「耐火建築物又は耐火建築物等又は」に、「第五十三條第三項第一号イ」に、「耐火建築物又は同条第九号の三」を「耐火建築物等又は」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第七号を同表の第六号とし、同表の第八号を同表の第七号とし、同条第三項及び第四項中「平成三十二年十二月三十一日（第一項の表の第七号）を「令和五年十二月三十一日（第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号）に、「同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」とし、同表の第十号中「第七号）を「第六号）に、「第七号買換資産」を「第六号買換資産」に改め、同項各号中「第七号買換資産」を「第六号買換資産」に改め、同条第十二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第三十七條の三第二項第一号中「第七号）を「第六号）に改める。  
第三十七條の三第一項中「応じ」を「応じ」に改め、同条第二項中「第三十七條第十項の」を「第三十七條第一項に規定する譲渡をした資産が同項の表の第二号の上欄に掲げる資産に該当するものであり、かつ、取得をした、若しくは取得をする見込みである資産が同号の下欄に掲げる資産に該当するものである場合において同項の規定の適用を受けたとき又は同条第十項の」に改め、同項第一号中「第三十七條第十項第一号）を「第三十七條第一項の表の第二号の下欄に掲げる資産に該当するもの又は同条第十項第一号）に改める。  
第三十七條の四中「平成三十二年十二月三十一日（第三十七條第一項の表の第七号）を「令和五年十二月三十一日（第三十七條第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号）に、「同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」とし、同表の第六号）に、「同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」とし、同表の第六号）に、「同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」とし、同表の第六号）に改める。

第三十七條の五第一項中「第三十五條の二」を「第三十五條の三」に改め、同条第二項の表第三十七條第四項の項中「平成三十二年十二月三十一日（第一項の表の第七号）を「令和五年十二月三十一日（第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号）に、「同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」とし、同表の第六号）に、「同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」とし、同表の第六号）に改め、同表第三十七條の第二項の項中「第七号）を「第六号）に改め、同条第三十三條第三項中「第一号及び第二号中「第三十五條の二」の下に、「第三十五條の三」を加え、同項第三号中「第三十五條の二」を「第三十五條の三」に改める。  
第三十七條の九第一項中「第三十五條の二」の下に、「第三十五條の三」を加える。

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百二十一号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)の施行に伴い、並びに同法附則及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項の表法第四十二條の項の次に次のように加える。

法第六十一條の四第一項 資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人  
第一条の二第三項の表法第六十一條の四第二項及び第六十六條の十三第一項第一号の項中「第六十六條の十三第一項第一号」を「第六十六條の十二第二号」に改め、同表法第六十八條の九第二項の項の次に次のように加える。

法第六十八條の六十六第六一項 資本又は出資を有しない連結親法人その他政令で定める  
第一条の二第三項の表法第六十八條の九十八第一項第一号の項中「第六十八條の九十八第一項第一号」を「第六十八條の九十七第一号」に改め、同表第二十八條の九第十六項第一号、第十八項第一号及び第二十項第一号の項の次に次のように加える。

第三十七條の四 定める金額とする

定める金額(内国法人である法人税法第四條の七に規定する受託法人(以下この条において「受託法人」という)にあつては第一号に定める金額とし、外国法人である受託法人にあつては第五号に定める金額とする)とする

第一条の二第三項の表に次のように加える。

第三十九條の九十五第一項 資本又は出資を有しない連結親法人  
第二条の二十五の二第三号中「第十一條各号」を「第十一條各号」に、「同号イに掲げる者」を「同項第三十四号に規定する扶養親族を有するもの」に、「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第三条第一項中「第十八項及び第二十一項」を「第十九項及び第二十二項」に改め、同条第二項中「この項及び第十六項」を「この項及び第十七項」に改め、同項ただし書中「を含む」第一号を「及び同条第十九項において準用する第十六項に規定する同じであること」の確認を含む。第一号に「第十六項」を「第十七項」に、「を含む」第二号を「及び同条第二十二項において準用する第十六項に規定する同じであること」の確認を含む。第二号に「第十五項又は」を「第十五項若しくは」に改め、「確認された事項」の下に「又は次条第十九項において準用する第十六項若しくは第二十六條の二十

第二十二項において準用する第十六項に規定する同じであること」の確認がされた事項」を加え、同項第一号中「次号、次項、第十五項及び第十八項」を「以下この条」に、「同条第一項」を「同項」に、「この項、次項、第十五項及び第二十一項」を「この条」に、「同条第七項第四号」を「法第五條の二第七項第四号」に、「次号、次項及び第十五項」を「以下この条」に改め、同条第十五項中「この項、次項及び第十八項」を「この条」に改め、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第十六項及び第十八項」を「から第十七項まで及び第十九項」に改め、同項の表第二項の項中

Table with 2 columns: 第十五項の規定, 第十五項又は 第十五項又は

Table with 2 columns: 第十五項の, 第十六項に 第十五項若 第十六項若

規定に 第十五項の規定により読み替えて適用される  
規定する 第二十五項の規定により読み替えて適用される  
しくは 第二十五項の規定により読み替えて適用される  
しくは 第二十五項若しくは 第二十六項若しくは 第二十五項の規定により読み替えて適用される

に改め、同表第二項第一号の

項中「特定振替機関等」の下に「という」の同項を、「特定受託者」の下に「という」の法第五條の二第一項を加え、同表第二項第二号、第三項及び第十五項の項中「及び第十五項」を、「第十五項及び第十六項」に改め、同表第十六項の項中「第十六項」を「第十七項」に、

Table with 2 columns: 第二十四項の規定により読み替えて適用される, 第十五項 第十五項 第十五項

十五項の規定により読み替えて適用される  
十五項の規定により読み替えて適用される

に改め、同表第十八項の項中「第十八項」を「第十九

項」に改め、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「前項の規定による」を「第十五項の規定による」に、「を含む」又は「を」又は同条第十九項において準用する前項に規定

第六条の二中「第十一条の第三項」を「第十一条の第二項」に改め、同条を第六条とする。  
 第六条の二の二中「第十一条の第四項」を「第十一条の第三項」に改め、同条を第六条の二とする。  
 第六条の五の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第一項中「並びに工場の建物及びその附属設備」を削る。  
 第六条の七を削る。  
 第十条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

七 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第六十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第十三条の三の規定  
 第十三条第一項中「第二十条の第三項第一号」を「第二十一条第二項第一号」に改め、「この項から」を削り、「第二十条の第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同項ただし書中「第二十条の第三項」を「第二十一条第四項」に改め、同条第二項中「第二十条の第三項第二号」を「第二十一条第二項第二号」に改め、同項ただし書中「第二十条の第三項第三号」を「第二十一条第三項第三号」に改め、同項ただし書中「第二十条の第三項第四項」を「第二十一条第四項」に改め、同条第五項中「第二十条の第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条第十項中「第二十条の第三項第四項」を「第二十一条第四項」に改める。  
 第十七条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 地方卸売市場で食用肉の卸売取引のために定期に又は継続して開設されるものうち、都道府県がその市場における食用肉の卸売取引に係る業務の適正かつ健全な運営を確保するため、その業務につき必要な規制を行うものとして農林水産大臣の認定を受けたもの  
 第十八条の五を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。  
 法第二十八条の二第一項に規定する政令で定めるものは、常時使用する従業員の数が五百人以下の個人とする。

第十九条第二十四項の表第十一項の二第二項の項中「第十一条第二項」を「第十一条の二第二項」に改め、同表第十一項の二第二項、第十七条第四項第五号、第一百七十九条第一号イ及び第二号イ並びに第一百八十条第二項第一号の項中「第十一条の二第二項」を削る。  
 第十九条の三第三項中「応じ、」を「応じ」に改め、同条第二十一項中「第八十四条第二項第三号」を「第八十四条第三項第三号」に改める。  
 第二十條第四項の表第二十條第二十條の項中「又は第三十五條の二第二項」を「第三十五條の二第一項又は第三十五條の三第一項」に改め、同条第五項の表第十一項の二第二項の項中「第十一項」を「第一項又は第二項」に改め、同表第十一項の二第二項及び第十七条第四項第五号の項中「第十一項の二第二項及び」を削り、同表第九十七條第一項第一号の項中「又は第三十五條の二第一項」を「第三十五條の二第一項又は第三十五條の三第一項」に改め、同条第六項中「又は第三十五條の二第一項」を「第三十五條の二第一項又は第三十五條の三第一項」に改め、同条第七項中「又は第三十五條の二第一項」を「第三十五條の三第一項」を加える。

第二十條の二第八項を削り、同条第九項中「第三十一條の二第二項第八号の三口」を「第三十一條の二第二項第八号の二口」に、「第三十一條の二第二項第八号の三口」を「第三十一條の二第二項第八号の二イ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「とし、法第三十一條の二第二項第九号に規定する政令で定める建築物は、建築基準法第三章第二項（同法第八十六條の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第三章（第三節及び第五節を除く。）の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない建築物」を削り、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

第二十條の二第九項を削り、同条第十項から第二十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十四項中「同条第十二号から第十四号まで」を「同条第十二号第十三号若しくは第十四号」に、「同条第十二号第二号」を「同条第十三号」に改め、「若しくは認可」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に、「第二十六項」を「第二十五項」に改め、同項を同項第四号とし、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同項第一号に掲げる事業にあつてはその造成に係る一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限り、同項第二号又は第三号に掲げる事業にあつては「を」を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「第二十四項第一号から第四号まで」を「第二十三項第一号から第三号まで」に、「から第三号まで」を「又は第二号」に、「を」を削り、同項第一号に掲げる事業にあつてはその造成に係る一団の宅地の面積が五ヘクタール以上であるものに限り、同項第二号又は第三号に掲げる事業にあつては「を」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第二十七項とする。

10 法第三十一条の二第二項第九号に規定する政令で定める建築物は、建築基準法第三章第二項（同法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第三章（第三節及び第五節を除く。）の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない建築物とする。  
 第二十條の二第十項中「第三十一條の二第二項第九号の二」を「第三十一條の二第二項第十号」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第三十一條の二第二項第十号」を「第三十一條の二第二項第十一号」に改め、同条第十四項及び第十五項中「第三十一條の二第二項第十一号」を「第三十一條の二第二項第十二号」に改め、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。  
 17 法第三十一条の二第二項第十四号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）による土地区画整理事業の施行者である同法第五十一条の九第五項に規定する区画整理会社に対する当該区画整理会社の株主又は社員である個人の有する土地等の譲渡とする。

第二十條の二第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項から第二十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十四項中「同条第十二号から第十四号まで」を「同条第十二号第十三号若しくは第十四号」に、「同条第十二号第二号」を「同条第十三号」に改め、「若しくは認可」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に、「第二十六項」を「第二十五項」に改め、同項を同項第四号とし、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同項第一号に掲げる事業にあつてはその造成に係る一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限り、同項第二号又は第三号に掲げる事業にあつては「を」を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「第二十四項第一号から第四号まで」を「第二十三項第一号から第三号まで」に、「から第三号まで」を「又は第二号」に、「を」を削り、同項第一号に掲げる事業にあつてはその造成に係る一団の宅地の面積が五ヘクタール以上であるものに限り、同項第二号又は第三号に掲げる事業にあつては「を」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第二十七項とする。

第二十二條第四項第一号中「当該譲渡資産と種類及び用途を同じくする」を「次に掲げる譲渡資産の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。  
 イ ロ及びハに掲げる資産以外の資産 当該資産と種類及び用途を同じくする資産  
 ロ 配偶者居住権 当該配偶者居住権を有していた者の居住の用に供する建物又は当該建物の賃借権  
 ハ 配偶者居住権の目的となつて建物の敷地の用に供される土地又は当該土地の上に存する権利を当該配偶者居住権に基づき使用する権利 当該権利を有していた者の居住の用に供する建物の敷地の用に供される土地又は当該土地の上に存する権利  
 第二十二條第四項第四号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第三十三條第一項第五号」を「第三十三條第一項第六号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第三十三條第一項第五号の場合にあつては、当該譲渡資産と同種の権利（当該譲渡資産が次に掲げる資産である場合には、次に掲げる譲渡資産の区分に応じそれぞれ次に定める資産）  
 イ 配偶者居住権 当該配偶者居住権を有していた者の居住の用に供する建物又は当該建物の賃借権  
 ロ 配偶者居住権の目的となつて建物の敷地の用に供される土地又は当該土地の上に存する権利を当該配偶者居住権に基づき使用する権利 当該権利を有していた者の居住の用に供する建物の敷地の用に供される土地又は当該土地の上に存する権利  
 第二十二條第十項中「この項、第十九項及び第二十一項」を「この条」に改め、同条第十一項中「より都市再開発法第七十一條第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項を「同条第一項又は第三項」に改め、同項第一号中「第七十一條第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第十四項中「の申出をした」とを「又は第三項の申出をした」とに、「同項」を「同条第一項又は第三項」に改め、同項第

第二十二條第十項中「この項、第十九項及び第二十一項」を「この条」に改め、同条第十一項中「より都市再開発法第七十一條第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項を「同条第一項又は第三項」に改め、同項第一号中「第七十一條第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第十四項中「の申出をした」とを「又は第三項の申出をした」とに、「同項」を「同条第一項又は第三項」に改め、同項第

第二十二條第十項中「この項、第十九項及び第二十一項」を「この条」に改め、同条第十一項中「より都市再開発法第七十一條第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項を「同条第一項又は第三項」に改め、同項第一号中「第七十一條第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第十四項中「の申出をした」とを「又は第三項の申出をした」とに、「同項」を「同条第一項又は第三項」に改め、同項第

第二十二條第十項中「この項、第十九項及び第二十一項」を「この条」に改め、同条第十一項中「より都市再開発法第七十一條第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項を「同条第一項又は第三項」に改め、同項第一号中「第七十一條第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第十四項中「の申出をした」とを「又は第三項の申出をした」とに、「同項」を「同条第一項又は第三項」に改め、同項第

一号中「第二百三十一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第十五項中「規定する事業会社」の下に「(以下この項、第二十一項第三号及び第二十三項第二号において「事業会社」という。)を加え、同条第十八項中「又は」を「若しくは」に改め、ある資産」の下に「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権又は同項第四号の権利」を加え、「当該」を「これらの」に改め、同条第二十項中「の対価又は資産」を「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権(当該配偶者居住権の目的となつて居る建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を含む。以下この項及び次項において同じ。の対価又は同号に規定する資産若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権)」に改め、同項第一号中「土地収用法等」の下に「第二十二項第一号において「土地収用法等」という。」を加え、「対価」を「又はその土地の上にある建物を買収し、当該建物に係る配偶者居住権が消滅し、対価」に「当該資産」を「当該配偶者居住権」に改め、同項第二号中「当該資産」の下に「又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権」を、「とき」当該資産」の下に「又は当該配偶者居住権」を加え、同条第二十一項第一号中「その土地の上にある当該再開発会社の株主又は社員(同法第七十三条第一項第二号若しくは第七号又は第八号の七第一項第二号に規定する者を除く。の所有する)を「次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める資産」に改め、同号に次のように加える。

イ その土地の上にある当該再開発会社の株主又は社員(都市再開発法第七十三条第一項第二号若しくは第七号又は第八号の七第一項第二号に規定する者を除く。の所有する資産 当該資産 若しくは第七号又は第八号の七第一項第二号に規定する者を除く。の所有する資産 当該資産

ロ その土地の上にある建物(当該再開発会社の株主又は社員(都市再開発法第七十三条第一項第七号若しくは第十四号又は第八号の七第一項第四号に規定する者を除く。が当該建物に係る配偶者居住権を有するものに限る。 当該配偶者居住権

第二十二条第二十一項第二号中「その土地の上にある当該区画整理会社の株主又は社員(換地処分により土地等又は同法第九十三条第四項若しくは第五項に規定する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を取得する者を除く。の所有する)を「次に掲げる」に、「当該資産」を「次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める資産」に改め、同号に次のように加える。

イ その土地の上にある当該区画整理会社の株主又は社員(換地処分により土地等又は土地区画整理法第九十三条第四項若しくは第五項に規定する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を取得する者を除く。ロにおいて同じ。の所有する資産 当該資産

ロ その土地の上にある建物(当該区画整理会社の株主又は社員が当該建物に係る配偶者居住権を有するものに限る。 当該配偶者居住権

第二十二条第二十一項第三号中「同法第六十五条第三項に規定する」を削り、「その土地の上にある当該事業会社の株主又は社員(同法第六十五条第一項第二号又は第七号に規定する者を除く。の所有する)を「次に掲げる」に、「当該資産」を「次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める資産」に改め、同号に次のように加える。

イ その土地の上にある当該事業会社の株主又は社員(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第二号又は第七号に規定する者を除く。の所有する資産 当該資産

ロ その土地の上にある建物(当該事業会社の株主又は社員(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第七号又は第十四号に規定する者を除く。が当該建物に係る配偶者居住権を有するものに限る。 当該配偶者居住権

第二十二条第二十三項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項の次に次の二項を加える。

22 法第三十三条第三項第四号に規定する権利の対価又は権利の損失に対する補償金で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める対価又は補償金とする。

一 法第三十三条第三項第四号に規定する配偶者居住権の目的となつて居る建物又は当該建物の敷地の用に供される土地等について土地収用法等の規定に基づき取用を請求をしたときは取用されることとなる場合において、当該建物又は当該土地等が買収され当該土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅し、又は当該権利の価値が減少し、対価を取得するとき 当該権利の対価

二 法第三十三条第三項第四号に規定する権利の価値が減少した場合又は当該権利が消滅した場合において、当該権利の損失に対する補償金を取得するとき 当該権利の損失につき土地収用法第八十八条、河川法第二十二條第三項、水防法第二十八條第三項、道路法第六十九條第一項、都市再開発法第九十七條第一項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三十二條第一項又は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第三十二條第一項の規定により受けた補償金その他これに相当する補償金

23 法第三十三条第三項第四号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 都市再開発法による市街地再開発事業(その施行者が再開発会社であるものに限る。の施行に伴い、当該再開発会社の株主又は社員(同法第六十八條の七第一項第四号に規定する者を除く。である者が、その配偶者居住権の目的となつて居る建物又は当該建物の敷地の用に供される土地等が取用され、又は買収され、当該土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の対価又は当該権利の損失につき補償金を取得する場合

二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業(その施行者が事業会社であるものに限る。の施行に伴い、当該事業会社の株主又は社員である者が、その配偶者居住権の目的となつて居る建物又は当該建物の敷地の用に供される土地等が買収され、当該土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の損失につき補償金を取得する場合

第二十二條の三第三項中「権利」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」に改め、同項第一号中「権利」を「権利又は施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」に改め、同条第五項中「一部を取得する権利」の下に「又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」を加える。

第二十二條の四第三項中「又は第三十五條の二第一項」を、「第三十五條の二第一項又は第三十五條の三第一項」に改める。

第二十三條の二の見出しを「(特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除)に改める。

第二十三條の二の次に次の一条を加える。

(低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除)

第二十三條の三 法第三十五條の三第二項第一号に規定する当該個人と政令で定める特別の関係がある者は、前条第一項各号に掲げる者とする。

第二十四條中「及び第三十四條の三第一項」を、「第三十四條の三第一項及び第三十五條の三第一項」に改める。

第二十五條第四項中「当該譲渡資産につき法第三十七條第十項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合において、買換資産が、同条第十項第一号に規定する資産であるときは百分の三十とし、同項第二号に規定する資産であるときは百分の二十五とする。」を削り、「金額」を「金額(当該譲渡資産及び買換資産が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該譲渡資産の価額に当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該譲渡資産が法第三十七條第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産(令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。次項第一号並びに次条第二項及び第六項において同じ。)に該当するものであり、かつ、買換資産が同表の第二号の下欄に掲げる資産に該当するものである場合において法第三十七條第一項の規定の適用を受けるとき 百分の三十

二 当該譲渡資産につき法第三十七條第十項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合において、買換資産が同条第十項第一号に規定する資産であるとき 百分の三十

三 当該譲渡資産につき法第三十七條第十項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合において、買換資産が同条第十項第二号に規定する資産であるとき 百分の二十五